

島田議長

令和5年6月8日（木）

開 会（午前9時30分）

議案第43号から議案第55号までに対する質疑順位の決定をお願いします。

【議 事】

(1) 議案質疑通告者の報告

※ 別紙のとおり8名から通告があった。

(2) 質疑順位の決定（抽選）

※ 別紙のとおり決定した。

散 会（午後9時33分）

令和5年6月16日（金）

開 会（午前10時0分）

島田議長

議案第43号から議案第55号までに対する討論と採決方法について及び議員提出議案第1回目の協議等をお願いします。

なお、先ほど正副議長で市長に面会し、9月定例会の招集日について伺ったところ、招集予定日は9月1日とのことでしたので報告します。

【議 事】

(1) 討論通告者の報告

※ 議案第46号に対し、中井議員が反対の立場から、議案第46号に対し、入沢議員が賛成の立場から討論との通告があった。

(2) 討論順位の決定

※ 中井議員、入沢議員の順に決定した。

(3) 採決方法の確認

粕谷委員長

委員会で多数で決した議案については起立採決、その他の議案については簡易採決としてよろしいですか。（委員了承）

(4) 議員提出議案の協議

粕谷委員長

これまで、議員提出議案（案）については、提出会派から全ての議案（案）についてその趣旨の説明を求めていましたが、あらかじめ配信していることもありますので、今定例会より改めて説明を行いたい会派がある場合には、補足説明という形で説明を行う取扱いとしたいと思いますが、よろしいですか。（委員了承）

(※意見書(案)について、提出会派からの補足説明なし)

(5) 議会運営に関する事項について

・出席要求について

粕谷委員長

出席要求については、先日改めて市長から申し入れがありました。申し入れの内容については、議長から報告をお願いします。

島田議長

6月5日に、市長、副市長、総務部長と私たち、正副議長と議運の正副委員長でこの件について協議を行ってきました。市長から改めて理事者側も全員出席の申し入れがありました。なお、最小限度という捉え方なんですけれども、いわゆる行政委員会を除いたところが最小限度という認識がありまして、今回、部長たちをいわゆる間引きと言いますか、提案している部長だけという形はあくまでもコロナ対応というような認識であるということが市長から述べられました。

新たに、各部長が自席で説明していますが、登壇して説明させていただきたい旨の願いがありました。いずれにしても、出席要求と登壇して部長が説明することは、通年会期制とは別の議論でありますので、そこは切り離して議会運営委員会で議論すべきではないかというところは副市長ともそのような話をしてきたところです。私からの報告は以上です。

粕谷委員長

今の議長の報告を受けて、この事項につきましては、改めて次回以降に協議するということがよろしいですか。(委員了承)

休 憩 (午前10時17分)

(視察日程調整のため、協議会を開催)

粕谷委員長

再 開（午前10時24分）

視察の日程調整のため、協議会を開催しましたので報告します。

視察の時期については、11月下旬としたいと思いますが、よろしいですか。（委員了承）

視察先については、視察日程の都合により日程調整等が必要となることから、正副委員長に一任ということによろしいですか。（委員了承）

散 会（午前10時26分）

令和5年6月20日（火）

開 会（午後4時25分）

島田議長

先ほど開催した代表者会議において、市長から本日、追加議案2件を提出したい旨の報告がありました。議員提出議案の2回目の協議等をお願いします。

【議 事】

(1) 市長提出追加議案の報告

※ 中村副市長が追加提出する議案第58号及び議案第59号の概要を説明

(2) 議員提出議案の協議

○議員提出議案案8「歯科用貴金属の安定供給や保険適用範囲拡大を求め
るための意見書について

入沢委員

内容について云々というよりも、議運の委員でない議員からの議員提出議案（案）については、これまであったか。

大島議会事務局

過去、多くはありませんが数件ありました。通例としては、議会運営委員会の委員ではありませんので、休憩中に趣旨説明を行ったり、委員外議員として出席を求めた事例が十数年前にありました。

川辺委員

今後、一人会派の方が出されたものについて説明が必要な場合が予想されるが、ルールはないのか。

大島議会事務局

ルールといった先例や申し合わせ等はありませんが、議会事務局で確認していることからすれば、通常、議員提出議案を提出する場合には、議会

運営委員会で全会一致があるので、一人会派の方が提出する際には、議会運営委員会に所属している別の会派の方に賛同をいただいて、連名で提出することが先例としてあります。賛同を得られずに一人会派の方が単独で提出された事例も少数ですがありました。

※ 協議の結果、別紙議員提出議案（案）の5について、議員提出議案第4号として提出することとなった。

粕谷委員長

議案の提出に当たって、字句等の整理が必要な場合には、その整理を委員長に一任していただくことでよろしいですか。（委員了承）

議員提出議案1件の採決方法は、簡易採決でよろしいですか。（委員了承）

人事案件に係る追加議案の提出が6月22日に予定されていますので、最終日の日程の協議については、後日とします。

休 憩（午後4時37分）

（市民説明会、議会運営委員会の開催日等の調整のため、協議会を開催）

再 開（午後4時57分）

粕谷委員長

先ほどの休憩中、市民説明会及び閉会中の議会運営委員会の開催日等の調整のため、協議会を開催しましたので御報告します。

(3) 議会運営に関する事項について

・通年会期制の導入について

○市民への説明について

粕谷委員長

市民への説明についてです。以前の議会運営委員会において、十分な市

民説明については、新任議員の理解も考慮すべきとする御意見もあったことから、16日の本会議散会後に、新任議員説明会として、議会基本条例、通年会期制について説明会を開催しました。また、5月に議会報告会を2回開催した上で、今後の市民説明について協議することとなっていました。以前の議会運営委員会でも申し上げましたが、前期の所沢市議会において、全会一致で決定した申し送り事項であることから通年会期制導入の可否を改めて協議するのではなく、あくまでも市民への説明の在り方について申し送られているものですので、この前提で進めていきますので、御了承ください。なお、休憩中の協議会の中で市民説明につきましては、日時等の調整ができなかったため、改めて正副委員長で日程の調整をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。（委員了承）

理事者側との意見交換会を開催したと思います。今定例会の最終日の6月23日の定例会閉会後に行いたいと思いますが、よろしいですか。（委員了承）

意見交換会については、委員長報告において、意見交換会を行ったこと、その要旨について述べることについては、委員長の裁量として調整することによろしいですか。（委員了承）

・9月定例会の日程について

次に、9月定例会の日程についてです。16日に議長から9月1日が招集予定である旨の報告がありました。これを受けて、9月1日を開会日とする9月定例会日程案について、あらかじめ配信させていただいております。9

粕谷委員長

月中旬に姉妹都市である安養市が市制50周年であり、また、姉妹都市締結25周年であることから、姉妹都市訪問団を結成し、訪問することが予定されています。実際には、8月25日の9月定例会開会日の1週間前に開催する議会運営委員会で日程の決定となりますが、現時点での案を示させていただきます。また、通年会期制導入のポイントのスケジュールの固定化の一つとして、9月定例会閉会后、速やかに決算審査を行うことを試行しています。今年の決算審査についても同様に行うことを想定しています。

昨年、決算審査を9月定例会後、集中的に行うことを9月定例会の1週間前に決定し執行部にスケジュールの混乱が見られたことから、今年においては、早い段階で確認をさせていただきたいと考えております。

昨年と同様な形で決算特別委員会の審査日程とすることよろしいですか。(委員了承)

・議会基本条例の見直しについて

粕谷委員長

次に、議会基本条例に基づく条例の見直しについてです。

議会基本条例第35条の規定に基づく条例の見直しについては、今後の通年会期制の導入を見据え、本来であれば、一般選挙後速やかに行うこととされていますので、前期4年間の議会改革評価表と議会基本条例の逐条解説等を参考に条例の見直しが必要な項目や、条文を追加する項目等がありましたら、正副委員長まで申し出をお願いします。意見が出そろった段階で協議を行いたいと考えておりますので、よろしいですか。(委員了承)

(4) その他

・最小限の出席要求の協議について

川辺委員

執行部からあった出席要求の件については、その協議の時期はいつを予定しているのか。

粕谷委員長

今のところ、いつ行うという具体的な日程は決まっていますが、協議の場には上げていくつもりです。

・16日の本会議再開直前に執行部職員が議場に入場した件について

粕谷委員長

16日の本会議再開直前に執行部職員が議場に入場した件について議題としたいと思います。議員席後方の扉から入場し、着席している議員と会話をしている状況が見られました。このようなことは今までなかったものと思います。このことについては、多くの議員から問題視されていますので、委員長である私から議題としたいと思います。まず、事務局からこのことについて確認していることの報告をお願いします。

吉田議会事務局
局長

6月16日金曜日に議場に職員が入った件について、分かっていることを報告します。6月16日の午前10時45分本会議再開前に、予鈴が鳴る中で秘書室の職員が斉藤議員にメモを渡したいが会派室に本人はいないとの話があり、事務局職員がその他の業務対応に追われていたためやむを得ず、必要があれば議場に入って渡すよう伝えました。当該職員は正面扉より入り、メモを斉藤議員に渡し、正面扉より、議場外へと出ました。一連の行動は議場内にいた複数の議員、職員に確認をされています。斉藤議員は面識のない職員であり、メモの内容については、現時点では確認されておりません。

粕谷委員長	今の事務局長の報告から報告がありましたが、委員から何か意見、質問等ありますか。
大石委員	なぜメモの確認ができないのか。斉藤議員が言わないのか。なぜなのか。
吉田議会事務局長	メモ自体がありません。
大石委員	メモがなくなっても聞き取りができるのではないか。議場は選挙で市民から選ばれた人たちが入る場所で、執行部の職員が入ってきて一緒にその場にいると、なあなあでやっているように思われてしまうし、本来、職員が入るべきところではないので入って何をしていたのか。入ってほしくない場所である。子供が熱を出して救急車で運ばれた、家族に何かあったなど、緊急であればしょうがないが、何のメモで何のために入ってきたのか。どうしてそれが分からないのか。
吉田議会事務局長	確認できておりません。何が書いてあったかは、把握できておりません。
大石委員	議長に聞くが、議場の中は議長に権限があると思っている。私は、予鈴が鳴っている中、議場に入ってくるのはおかしいと議長に抗議をしたが、議長は、どうして入ってきたのか調査していないのか、斉藤議員に対して話をしていないのか。
島田議長	調査はしています。事務局が答えられないというのはあれだが、私はもちろん聞いています。
大石委員	何で答えられないのか。

島田議長 答えることはできますが、この場で答えてもいいんですか。事務局が
答えられない理由は何ですか。

吉田議会事務局長 メモ自体に何が書かれていたか確認できていないことが正直なところ
です。

中委員 議場の中に職員が入ってきたのは初めてである。長年やってきている
が、初めてである。いくら予鈴中で本会議が始まっていないにしても、初
めてである。なので、ここできっちりやらなければならないという気持ち
から聞くが、職員が事務局員にこれを渡したいからということで許可を取
ったんでしょ。事務局員はそれをいいよって言ったんでしょ。そういう説
明だったよね、事務局長。であるならば、内容はどのようなものであるもの
か分かった上でなければ私は許可するべきではないと思うが、内容が分か
らずに、職員に言われたからどうぞ、どうぞとやったのか、そのことにつ
いて一回確認したい。

吉田議会事務局長 先ほど、やむを得ずと言いましたが、何かを渡したいとってその手段
として、事務局の職員も別の用途で動いているときなので、今から間に合
わせるには直接渡すしかないというふうに助言をしたということです。

中委員 それで入っていいという許可を出そうと言ったことは今でも妥当であ
ったと思うのか。

吉田議会事務局長 それは改めて考えると議場に入れるのはよくなかったと考えます。

中委員 議場だからということではないが、あそこは我々からすると神聖な場、

審査をする場、その場に不審者等が入ってきてほしくないというのがあるんですよ。そんな脅威の中で議論をするべきでないと思うから、あそこの中に入るなどというのは、そこに一線を置かなければならないというのが私はそこにあるんだなと思います。その上で、事務局がそれ許可したことは一つの大きな事実だと思います。どういう理由があって許可したのかというのとはここだけは局長はよくよく考えておいていただきたい。あとは内容が何であったのか、やはりこのところは確実に調べておかなければならないことだと思いますよ。内容については。

休 憩（午後6時10分）

（協議会を開催）

再 開（午後6時25分）

粕谷委員長

ただいま16日の本会議再開直前に執行部職員が議場に入場した件について協議会を行い、その結果について報告します。協議会の中で論点が2つありました。1つ目は、執行部職員が議場に入場した件については問題があること。2つ目は、何のために執行部職員が議場に入場し、メモ用紙を斉藤議員に渡したのか。これらの事実について問題があるということで協議が行われました。これについては、事実確認を再度、正副議長にお願いしたいということです。その後、調査結果については、議長から議会運営委員会で報告をしていただいて、必要があれば議会運営委員会で協議を行うという形としたいと思いますが、よろしいですか。（委員了承）

・ 会議録の取扱いについて

長谷川委員

昨日の本会議の赤川議員の一般質問の際に、市長の発言の後に議長が指名しませんと発言されていたが、それについての会議録の取扱いについて確認したい。その発言の前後の件の会議録について、どうなるのか確認したい。

吉田議会事務

会議録としては、そのまま載ります。

局長

・市長の補足説明の発言について

大石委員

本日の本会議の最後に市長から補足説明というのがあったが、その中であやふやだった部分は削除願います旨の発言がありまして、その補足の説明は了解したんですが、ただ、補足の説明の後に、我が会派の斎藤由紀議員が市長のおっしゃっていることと齟齬があるとの発言をしました。今回の件は我が会派としても通告しないで質問したという点については、新人議員で議会のルールを逸脱したところもあるので、あやふやな答弁ということであれば、ある程度納得ができるが、ただ、本人が齟齬がある、おかしいと言っているんです。発言を引き出したのは斎藤由紀議員なので、きちんと最後のどこを修正するかは斎藤議員に会議録で確認をさせていただきたい。

島田議長

承知した。

・次回の議会運営委員会の日程について

粕谷委員長

5月25日の議会運営委員会において、人事案件19件を提出する予定である旨、副市長から発言がありました。本日、契約案件2件の提出があ

りましたが、最終日前日に人事案件が提出される予定であることから、6月22日（木）の本会議散会後に、追加議案の報告、最終日の日程に係る協議のため、議会運営委員会を開催しますので、よろしくお願ひします。

散 会（午後6時30分）

令和5年6月22日（木）

開 会（午後5時15分）

島田議長

先ほど開催した代表者会議において、市長から本日、追加議案19件を提出したい旨の報告がありました。最終日の日程の協議をお願いします。

【議 事】

(1) 市長提出追加議案の報告

※ 中村副市長が追加提出する議案第60号から議案第78号までの概要を説明

(2) 6月23日の議事の進行（案）について

瀧澤議会事務局

局参事

午前9時開議、議会運営委員長報告の後、一般質問となります。一般質問の終結後に、市長提出追加議案として、契約案件2件及び人事案件19件の21件を報告したのち、議案第58号から第78号までを一括議題といたしまして、市長提案理由の説明、担当者の説明の後、議案調査のため休憩をお取りいただきます。なお、人事案件につきましては、これまでと同様に、担当部長の説明は省略となりますので、御了承願います。

休憩中に会派ヒアリングを行っていただき、質疑通告の締切の後、議会運営委員会を開催して、質疑順位の決定を行います。その後、本会議を再開して、質疑、案では委員会付託省略の決定の後、休憩をお取りいただきまして、討論通告の締切の後、議会運営委員会を開催して、討論の有無や採決方法についての御協議をいただき、その後、本会議を再開して、討論・採決となります。委員会付託の有無につきましては、後ほど御協議いただ

ければと思います。

次に、先日協議が整いました、議員提出議案第4号について御審議いただき、次に、特定事件に係ります各委員会の閉会中継続審査申出の件、議員派遣の件、市長あいさつの後、閉会となります。

(3) 市長提出追加議案について

粕谷委員長

追加議案に係る市長提案理由の説明の後、議案調査のため本会議を休憩し、その後、質疑順位の決定のため議運を開催することによろしいですか。

(委員了承)

議案第58号及び議案第59号については、本来は委員会付託とするところですが、付託を省略し審議することによろしいですか。(委員了承)

(4) 閉会中の継続審査申出の件について

※ 別紙のとおり申し出ることにより決定した。

(5) その他

・スマートフォン・携帯電話の使用について

粕谷委員長

スマートフォン・携帯電話の議場での使用が散見されます。会議規則第152条において、「何人も、会議中は参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。」と規定していることから分かる通り、本会議中は議題に集中するのが議員の本分であり、関係のないものを閲読することはできないものと解されています。ただし、所沢市議会においては、議案や一般質問の項目に関連するものを調べ、また、モニターで使用している資料を見るため、タブレット端末の使用のみが許さ

れているものです。以上のことから、本会議場でのスマートフォンの使用については御留意ください。

散 会（午後5時25分）

令和5年6月23日（金）①

開 会（午後3時0分）

島田議長

議案第58号から議案第78号までに対する質疑順位の決定をお願いします。

【議 事】

(1) 議案質疑通告者の報告

※ 別紙のとおり3名から通告があった。

(2) 質疑順位の決定（抽選）

※ 別紙のとおり決定した。

粕谷委員長

議案質疑後、討論・採決方法の確認のための議会運営委員会を開催します。

散 会（午後3時2分）

令和5年6月23日（金）②

開 会（午後4時10分）

島田議長

議案第58号から議案第78号までに対する討論と採決方法について協議をお願いします。

【議 事】

(1) 討論通告者の報告

討論通告者・・・なし

(2) 採決方法の確認

粕谷委員長

採決方法は簡易採決でよろしいですか。（委員了承）

(3) その他

・執行部職員が議場に入場した件について

粕谷委員長

20日の議会運営委員会で執行部職員が入場した件について、議長にその対応をお願いしていましたので、その報告をお願いします。

島田議長

6月16日の職員が議場に入場した日の散会后、議長室にて正副議長で斉藤かおり議員と事務局の職員から状況についてお話を聞きました。斉藤かおり議員からの聞き取り内容は、斉藤かおり議員は議案第43号の新型コロナウイルスワクチン接種事業について、議案質疑や反対討論ができなかったということで、さきがけの控室にて複数の議員とどうしたらいいか相談をした結果、採決時に退席をすることを決めて議場に向かわれていきます。再開直前に斉藤かおり議員が議席に着席をしていたところ、秘書室の職員からA4程度の紙に赤いマジックのようなペンで、議案第43号の当

該議案について異議があるので反対討論をさせてほしい旨の内容が書かれた紙を渡された。その内容については、議場にいた複数の議員が確認しているところです。斉藤かおり議員は、当初は退席をするつもりでしたが、紙を渡されたことにより、そのとおりに態度表明をしなければならないと思い、例の議事進行発言に至ったということです。閉会后、渡された紙について、私を含めて確認するために、斉藤かおり議員の控室に行きましたが、なぜか紛失されていたので、手元にはないということでした。しかしながら、これについては、紙は紛失していますが、内容については、そのまま紙を呼んだので会議録のとおりであるとのことを証言されています。事務局職員からも話を聞いています。秘書室の職員は、斉藤かおり議員の控室を訪ねたところ不在だったので、秘書室の職員は、事務局職員にこの紙は市長からであるという旨の話を伝えたところ、議場の正面入り口にいた職員が予鈴も鳴っていて、再開直前であったので、その紙を渡すならいまいかなという事で入場することを認め、その結果、秘書室の職員が入場して紙を渡したということをお話していました。時を同じくして、議場に向かう藤本市長が議場正面にいた事務局職員に対して斉藤かおり議員は反対討論ができるかと尋ねたということです。その職員は退席されるようですと伝えたと聞いています。経緯としては、私が調べたところ以上となります。

粕谷委員長

ただいま、議長から6月16日の秘書室の職員が議場に入場した件について、聞き取りを行った報告を受けました。こちらについては、込み入っ

た内容となりますので、ここで休憩としますので、会派に持ち帰って今後の対応について協議していただきたいと思います。その前に、議長の報告に対して確認等がありますか。

大石委員

齊藤かおり議員に市長が本会議場の中で職員を通して反対の意見表明をするようにメモを渡したということによいか。

島田議長

そのとおりです。そのように伺っています。

休 憩（午後4時16分）

（各会派に持ち帰り協議）

再 開（午後5時5分）

粕谷委員長

各会派から、議長報告に対して今後の対応等の意見がありましたら、お願いします。

大石委員

私たちは、今回の件は、二元代表制の中で、市長が議員に指示を出したということに合わせて、議案を提出する方が反対の意見表明をするようメモを渡したということで、どういうことか分からないので、藤本市長に出席をいただいております。お話を聞かさせていただきたい。齊藤かおり議員は新人議員で初めての定例会であることから、どうのこうのと言うつもりはありませんが、確認のため出席していただいたほうがよいと思っている。

入沢委員

私たちとしては、齊藤かおり議員も新人議員でよく事情も分からないと思うので、市長に関しても、確かに以前も四、五年前か、類似案件もあったわけですから、市長に対しては今後気を付けてくれと注意というか、議会から申し出をすれば十分だと思っている。

中委員

うちの会派では、先ほどの議長からの聞き取りということですので、斉藤議員と事務局からしか聞いていないので、相手方もあるから、そちらからも話を聞くべきではないかと思っている。その上で、注意をするといったことはその後かなと思っているし、市長がそうでないと言われればそれはそれだろうし、この事実関係を確認するにはそれが必要である。もう一つ大事なことは、先ほど大石委員にも言っていたが、二元代表制の根本にかかわる話で、先日も発言したが、一番かかわる話になると思うのでここは丁寧に進めておいたほうがいいと思ううちの会派の中では話が出ている。

長谷川委員

私の会派では、まず、事実確認が大事であるということで、紛失したメモがないので会議録の文字起こしをしてほしいということと、市長と紙を持ってきた職員に出席を求めて話を聞きたいという意見が出た。

矢作委員

事実確認はきちんとしたほうがよいということで、市長と必要があれば職員の方も出席していただいて話を聞いたほうがよいと思っている。

川辺委員

会派の考えをまとめ切れていないのが現状である。

粕谷委員長

公明党はまとまっていないということ、入沢委員からは斉藤議員が新人であること、市長については今後気を付けてもらうよう注意するといった発言がありました。他の委員からは、二元代表制ということもあり、事実確認をしたいということで、市長に出席を求める。確認として、斉藤議員にも出席を求めたほうがいいということ。実際の事実確認として、本会議での発言の文字起こしをしてほしいとの意見がありました。これを受けて

何か意見がありますか。

大石委員

議長に確認だが、市長に話は聞いているのか。

島田議長

聞いていません。

大石委員

先ほど、公の場での議長の発言があったので、会議録に残ることなので、双方に確認すべきと考えますが、どうですか。入沢委員。

粕谷委員長

委員からの意見では市長の出席を求めることが大勢ですが、入沢委員、何か意見はありますか。

入沢委員

なぜ、議長は市長に聞かなかったのか。

島田議長

最初、市長からという話がありましたが、今回は、斉藤かおり議員と事務局職員に話を聞きました。その後の対応については、議会運営委員会で協議をしていただいた後、対応を考えたいと思っていたため、直接市長から聞き取りを行っていない状況です。

入沢委員

とりあえず、秘書室に行って、市長からヒアリングするのが先だと思えます。

大石委員

私は、市長の性格からいって、公の場でご自身の考えを表明する、正々堂々と表明されると思いますので、ぜひお話を伺いたい。そういったお気持ちがあるのか確認していただきたい。

入沢委員

大石委員の発言のとおり、市長に聞いてみて、この場に来て意見を表明したいのか、そうでないのか。聞いてみるのはどうか。

粕谷委員長

入沢委員からの提案がありましたが、市長の意向を聞いてみたらどうかとありましたが、そちらでよろしいですか。文字起こしについては、事務

局はどうですか。

大島議会事務
局主幹 文字起こしの部分については、斉藤議員が手を挙げてからの部分であれば、それほどお時間をいただかずに作成できます。

粕谷委員長 事務局で文字起こしと市長の意向確認をお願いします。また、あくまでも確認ということで斉藤かおり議員にも出席をいただくことでよろしいですか。

大庭委員 確認とは、どういう確認なのか。

大石委員 議長から報告を受けたが、我々も本人から議長からの報告について、本当ですかと確認をしたい。事実確認をしたいだけである。それから今後の対応を判断したい。

大庭委員 先ほど、入沢委員が発言したとおり、うちの会派としては必要ないと考えていることは伝えさせていただく。市長の意向確認は事務局が行うでよいか。

粕谷委員長 事務局で確認してもらいます。

大庭委員 承知した。

粕谷委員長 斉藤かおり議員にも出席していただいて確認することでよいか。

大庭委員 先ほどのとおり、必要ないと言っている。

粕谷委員長 その場合には、議長の報告が事実ということになりますが、それでよろしいですか。

大庭委員 それを含めて市長に話を聞くのではないのか。

粕谷委員長 話を聞く場合には双方に聞かなければ、委員長としては公平ではないと

考えています。

大庭委員

議長が聞いている。

粕谷委員長

議長が聞いた際、斉藤議員は市長から手渡されたメモをそのまま読んだということで、それについては、反対の討論をさせてほしい旨の発言をされたということです。

入沢委員

どんなことを聞くのか。また、聞いても同じことを答えるだけだと思いが。

大石委員

それでも価値がある。きちんと本会議場で行われたことを本人から聞くことに価値がある。

中委員

議会運営委員会の委員に斉藤議員が入られていないので、この場で議長が報告された事実が本当なのという形まで行っていないと思うので、斉藤議員に出席いただいて、議長が報告したことが正しいですよっていうことであれば、それでオッケーなんですよ。そこの確認だけすればいいという話である。

入沢委員

斉藤議員にこの場に来て話をするかどうかを聞いていただきたい。もし、行くというのであればそれで構わない。

粕谷委員長

こちらについても事務局で確認するでいいですか。

大島議会事務局主幹

この委員会に斉藤議員の出席を求める場合には、委員外議員として出席を求めることとなります。委員外議員の出席を求める場合には、議会運営委員会において、全会一致で決定していただくことが必要となります。

粕谷委員長

会議録起こしと市長の意向確認のため、休憩します。

休 憩（午後5時20分）

再 開（午後6時0分）

粕谷委員長

先ほどの議会運営委員会の中で斉藤議員の本会議での発言について文字起こしの意見がありましたので、事務局から文字起こしをした文書を配付します。次に、事実確認のために斉藤議員及び市長の出席の意向確認ですが、休憩中に斉藤議員から委員外議員として出席して話をしたい旨申し入れがありましたので、議会運営委員会に出席いただいて事実確認をしたいと思いますがよろしいですか。（委員了承）

また、市長については、先ほど、私が市長に直接お会いしまして委員会に出席するお話をいただいておりますので、斉藤議員の事実確認の後に、藤本市長にも出席していただいて事実確認をしていきたいと考えています。斉藤議員につきましてはお忙しいところ、お疲れのところ、議会運営委員会に出席いただきまして誠にありがとうございます。議会運営委員会の中で過日から議場に職員は入場しメモを渡した。そのメモに基づいて議事進行発言をされたという議長の報告について、事実確認をしたいとする委員からの話がありました。斎藤議員に委員から幾つか質問があると思いますが、よろしくお願ひします。質問等ありましたらお願ひします。

大石委員

ありがとうございます。初めての定例会でなかなか分からないこともあったかと思いますが、本会議場で発言をされた経緯について、どのようなものだったのか説明していただきたい。

斉藤議員

お話しさせていただきます。

本来でしたら本会議の中で議案第43号に対して反対をしたかったんですけれども、それができないということが分かりました。なので、その同じタイミングでですかね、私が市長に一つ質問があったんですよ。一般質問の中で。そのワクチンの質問がありました。そちらの一般質問に頭がいっぱいで、一時間枠をいただくのに、全く、本会議のほうでワクチンの予算に反対するといった頭がなかったですけれども、よくよく見てみたら、ワクチンのプラス予算である。参政党としてはこれに反対をしなければならぬという立場であるということでしたかったんですが、間に合わなかったということで、他にどのような反対の態度ができるかというところで、予算常任委員会の委員長報告のところで、質疑、そして反対討論ができるということが分かったので、それをしようと思って準備を進めていました。そしたら、その反対討論ができないということが当日分かった。反対討論が当日できないと分かった後、ベテラン議員の方が斉藤議員の立場で反対の態度ができるのか、どういうことができるのかというお知恵を出していただいたときに、43号の採決のときに離席をして、44号のときに戻るということができるといふことで、お知恵をいただいたので、それをやるつもりでした。出るタイミングと入るタイミングも分からなかったもので、それをご指導いただき、入沢議員が反対討論をしたときに出て、入るタイミングも教えてくれるといふことで、そのつもりで議場に入りました。そしたら、メモが届いたんです。そのメモが誰がというのも、いただ

いた方も一瞬しか顔を見ていないし、誰がというのも分からず、もう自分が普通ありえない、退席をすることが普通はないことを自分がするというですごく緊張していたので、誰がというのも見てないし、ただ、そのメモの通りにやるんだということ、やらなければという思いで、そのまんま、読んでやったというのが事実です。

大石委員

先ほど、議会運営委員会で、議長の報告で確認をしたんですけれども、そのメモは市長が職員をとおしてお渡ししたという、斉藤かおり議員に渡したという確認をされたんですけれども、先ほどね、それも誰だか分からなかった、メモは誰だか分からなかったとおっしゃっているのですか。

斉藤議員

そうですね。誰からかっていうのは分からなかったですね。もしかしたらその場で言っていたのかもしれないですが、緊張していたので、私の耳には入っていませんでした。

大石委員

そのメモがないそうですが、どうしてないのかよく分からないのと、私どもには。それから、そのメモに書いてあったことは、ここに今議事録が来たのですけれども、「議案第43号一般会計補正予算（第3号）に反対なので、討論した上で、採決をしてください。」というふうにメモが書いてあったということよろしいですか。

斉藤議員

そのとおり読んだので、そうだと思います。

大石委員

もう一つだけ。予算常任委員長に委員長質疑したのも、それはご自分でお調べになってやられたのか、それともどなたから言われて、こういった方法があるよとアドバイスを受けてやられたのでしょうか。

斉藤議員

本会議で質疑をするはずだったのが、それができなかった。そのタイミングで一般質問の中に市長に一つ答弁を求めています。それをヒアリングに行ったときに実はそれを本会議でできなくなったということを伝えました。そのときに、多分聞いたんだと思います。他にやり方があるかということ。

粕谷委員長

他にありますか。なければ、斉藤議員にはありがとうございました。引き続き、市長をお呼びしていますので、少しお待ちください。

休 憩（午後6時11分）

※ 斉藤議員退室、藤本市長入室

再 開（午後6時14分）

粕谷委員長

藤本市長にはお忙しいところ、また、お疲れのところ、議会運営委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。先ほどの委員会の中で6月16日に本会議再開直前に職員が議場に入場したこと、また、その職員が斉藤かおり議員にメモを渡し、そのメモの内容が議案第43号に反対なので討論した上で採決してくださいというメモであったという報告を受け、藤本市長にも出席していただいた次第です。委員から何点か質問等があるかと思いますが、それにお答えいただきますようお願いします。

藤本市長

聞かれるよりも全部こちらでしゃべっちゃいますけれども。

粕谷委員長

市長から経緯について御報告をお願いします。

藤本市長

まず、議運の様子については、私も報告を受けているので、私が反対をしてくれということでメモを渡したのかというふうに、誰かが議長にご質

問されて、そうだと議長が答えているそうですけれども、そんなことは全くございません。まずそれだけ言っておきます。私は議案を提出する者ですから、それに反対をしてくれなんてことは頼むわけはございません。じゃあ、あのメモはどうなのかというと、私が職員に斉藤かおり議員に渡してくれというふうにしてやりました。本来は、斉藤議員が会派の部屋の中にいればそのまま渡されたと思いますけれども、時間がギリギリだったので、結局、議場の中に行ってお渡しするしかなかったというものです。さて、そのことについてでありますけれども、いつのことか分かりませんが、本会議は第1回目の議案説明と議案質疑は終わっていたときだと思えます。斉藤議員さんと会う機会があって、そのときに、一般質問はワクチン接種について聞くと書いてありました。ですので、さらに議会の議案にもワクチン接種が今回ございました。とすれば、議案に書いてあることが一般質問することができなくなります。ということで自分としては話がワクチン接種のことで一般質問のことになったときに、さて、議案と一般質問をダブって聞くことはなかなかできないんだよということを私も市会議員から県議、そして市長とやっておりますので、ルールを伝えました。そのときに、参政党の議員さんならば、ワクチンについては反対なんだというのを聞きましたので、だったら議案にまず反対することになっちゃうよね。で、一般質問との在り方で議案は自己の意見を申し述べることはできないんだよ。聞くことはできるけど、意見は言えないんだよということも伝えました。その上で、よく考えてみれば、そのとき既に全体の質疑の

時間は終わってたので、ああ、なんで質疑しなかったのと言うと、知りませんでしたというから、なんで先輩議員は教えてくれないんだろというふうに言いました。その後、参政党だとすればこれはもう反対するんだよねということで、反対しますというので、じゃあ、政治家というものは自分の背負ったものをきちんと発言していかなければいけないので、もう残念ながら質疑の機会は終わった。ならば、どうするかということで、まあ、考えられることは、じゃあ、予算常任委員会に入っているのって言ったら入ってないって言うから、その様子も分からないから委員長さんにこういう質疑があったのっていうことを聞くことならばできるよ、でもそのとき委員長さんはあったかなかったかしか言わないんだということをお伝えしました。そしてそのようにされたと思います。と同時に、その後、どうしなければならぬのか、予算常任委員会には出ていないからそうするとまあ、全会一致で賛成となるだろうから、そうすると簡易採決、すなわち、議案第43号については、全会一致、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんかってなる。なってしまうけど、そもそも、どうするかというと、簡易採決になっちゃうだろうと。でもあなた反対したいんだったら、そもそも市議会でも県議会でもどこの議会でも、反対をするためには討論しなければならない、そして質疑もしなければならない、質疑あって、討論あって、そして反対があるものなんだと、あなたは知らなかったんだろうけど、質疑の機会を失った。ならば、委員長にせめてこういうことがあったのかというだけ、伝えて、匂わせるべき、その後は議長さん

と議会事務局長さんに相談してごらんというふうに言いました。そして、斉藤議員は島田議長にも相談したと思うし、吉田局長にも相談をしたと思います。その相談の内容とは、普通に行ってしまうと、全会一致御異議ありませんかってなるので、そこで異議ありと言わない限りは討論の場は持てないので、でも討論をしなければ黙って反対なんていうのは議員として恥ずかしいことだから、だから異議ありって手を挙げるんだよ。だけど、あなたメンバーでもないから、また予算常任委員会のメンバーでもないけれども、でも先に議長さんや局長さんに相談をすればもしかしたら、それで33人のうちの一人の議員が反対をしなければならないし、討論をしたいと言っているのなら、議事運営上先にこれについては議運を開いてもらって討論をし、採決をするパターンに変えてくれるかもしれないから、だから相談をしてごらんって言ってそれで終わりました。で、当日の日を迎えます。話を聞くと、どうも議会運営委員会において、どうも、採決の仕方が普通にあらかじめ議運を開いて、この問題については、43号は簡易採決でないようにしてもらえるのかなと思ったら、やっぱり簡易採決で行くということだったので、新人さんだからそのやり方が分からないだろうから、議長さんが、御異議ありませんかって言ったらそのときにパッと手を挙げて異議あり。私はこういう理由で反対をしたいので討論をさせてください、ここまでをきっちり言わないと、議長さんは指してくれないし、議会というのはスーッと行ってしまうもんなんだということを伝えようと思って、その日のときですね、もう一回話をさせてください、討論、採

決のようは、委員長報告の日だと思います。じゃない、討論の日ですね。採決の日です。採決の日を迎えて、議場に行くときに、今日は簡易採決になっちゃったと聞いたので、じゃあ、議長がこう言ったらここで手を挙げて、こう言ってこういうふうな順番で言わないとあなた機会を失うよと言ってあげないといけないなと思ったので、私は書きました。ギリギリの時間だったので、その後本会議場に向かいました。で、斉藤議員にそれを伝えなくちゃいけないと思ったんで、メモをして斉藤議員の部屋に渡してくれっていうふうに職員に伝えました。しかし、斉藤議員は既に本会議場にいたので、職員は議会事務局の職員に相談をしてそのまま議場の中に持って行ったそうであります。私のほうは、その議運の中で10分前に議会運営委員会に言わなかった場合には異議ありすら言えないんだというルールが決まったということは知りませんでした。そしてなんだろうと思いつながらも歩いて本会議場に行ったわけですけども、そのときにそういう理由があつて異議ありも言わなければ、そのまま出るしかなくなっちゃったんだということを聞いて、何やってるんだろかなあと思いつながらも9時でありましたので、そのまま本会議場に入りました。私はそのときに、もうそういうような手段がなくなっちゃんだったら、その紙を渡してもしようがなかったんだけど、既に職員に、どっちもギリギリの時間でしたので、職員に斉藤議員にこれだけ渡しておいてっていうふうに言って、職員の方は職員で動いてしまっていたので、斉藤議員はその後そのメモを見て、ちょっと見ているところ、タイミングは間違っていましたけれども、

異議ありって言って自分はこういう理由で反対をしなければならないいけないので討論させてくださいっていうふうに言ったんだと思います。私としてはタイミングは狂っちゃったけどって思いましたけど、そういうルールなんで、また、斉藤議員としてはそれでも本会議で自分の言葉をきちんと残すというのは議員の宿命でありますので、それでもしょうがなかったのかなと思っています。いずれにしても、私は新人の議員さんがいるときに、何もルールを教えてもらっていないし、非常に難しい立場で発言しなければいけないんだろうということが分かったので、こういうときには、こういうふうに言うんだよということを伝えるために、紙を渡したと。そのときには既に異議ありすら駄目、拒否されていたことは知らなかったということです。

粕谷委員長

ありがとうございました。ただいまの藤本市長の報告に対して質問等がありますか。

大石委員

私からは、まず、斉藤議員が「議案第43号一般会計補正予算（第5号）に反対なので討論した上で採決をしてください」というメモを渡したというふうに確認しました。藤本市長が書いたそうですが、私どもこの議案に賛成していた議員だが、なぜ、先ほど反対をしてくれとお願いはしていないと言っていたが、ここに反対なので、討論した上で採決をしてくださいと反対を促すようなことをしていると私はこの文章から思うが、どうして反対するようには言っていないと言えるのか。これは藤本市長が書いた文書なんでしょ。

藤本市長

議員というものはどういうものであるかということをおは一番大事にするし、本会議がどれだけ大切な場であるかということをお大切にしているつもりです。そして、参政党の議員は、既に質疑、その後の一般質問でもこのワクチンについては反対、その趣旨の意見を言っていくということが分かりましたので、それならば、議員として討論なくして反対なし、質疑なくして反対なしであるから、その中でぎりぎりとれることはこういうことなんだよということをお伝えただけの話であります。

大石委員

だけの話ではなくて、反対なので討論した上で、採決をしてくださいって発言を促すメモを渡している、それは反対を表明しろって言うことでしょって確認している。

藤本市長

そう思いたいなら、思えばいいと思います。私は別に反対してくれと頼んだ覚えもない。しかし、議員がいやしくもそういうことを選挙で語って、それを一般質問、質疑の機会で言わなければならないんだったらば、それは私は尊重する。それだけの話です。

大石委員

選挙で戦ってきて、尊重するのは当然で、ちゃんときちんと黙って聞いているし、ほかの方々の意見もちゃんと耳を傾けて聞いているんだけど、私が申し上げたいのは、御同意を願いますと言っている市長が、御同意を願っている市長が、反対なので討論した上で採決をしてくださいって発言するようにメモを渡すってことは、反対してくださいとしかとれない。もう一つ聞くが、藤本市長は実はワクチン反対なんですか。本音で。

藤本市長

そんなことは関係ありません。私は議案を出しているのですから、その

ようにしているだけです。

大石委員

だから、どうして反対なので討論した上で採決をしてくださいが反対してくださいとお願いしているように、完全に私は受け止める。勝手に思えと言うが、普通の人間はそう思うと思う。藤本市長が勝手に思っているだけではないか。

矢作委員

今、大石委員からもありましたが、これを市民が見たら大石委員がおっしゃるように、当然そのように受け止められると思うが、市長はどう思われるか。

藤本市長

市民が見たらではなくて、新人の議員がいて、反対をせざるを得ないときにはこのようにやるんだというルールを伝えるのも、また、政治家じゃないかと思っています。ですから、今共産党から質問がありましたが、共産党が意見を言うときもそれはそれで仕方がないと思うときは思っていますし、そういうもんであります。

矢作委員

そういうことを聞いているのではなくて、市長はそういう意図ではなくて、議会のルールを伝えるという意味でしたんだということは分かりました。でも、客観的に市民がこの事実を見たら、おかしいよねって言われると思うが、どうか。

藤本市長

私はそうは思いません。私は議会というのはとても大切で、議員が発言したいときにきちんと発言させてあげなければいけないし、そういうような宿命を負っている議員それぞれいますので、そういうルールについては、きちんと教えなくちゃいけない。伝えてあげられる人が伝えてあげられ

ばいいと思っています。内容的に反対をしろって、反対をしてくれって頼んでいるわけじゃありません。ただし、こういうふうに討論させてくれることはなんでかって言ったら、斉藤議員が反対だから討論させてほしいわけで、全員賛成だったら討論も何もありません。この問題としては、斉藤議員は自分は反対をするんだということなので、ならばこういう言い方しかないってことです。

大庭委員

私、新人議員の立場で市長に伺います。あの場で斉藤議員が手を挙げられたことで私も驚きました。私も思いをもってこの世界に飛び込んできまして、ちょっと相談する人が少なかつたりだとか、聞ける人は聞いて、やっと聞き方も分かってきたという状態です。そんなときに、ヒアリングとかで聞いていたときに、こういった手法もあるのかなど、このやり取りを聞いて知ったんですけれども、私も市長はこの手法、やり方だけを教えたような話なんですけど、そこを確認したい。決して、この議案に関して議決を左右するような支持をしたわけではないということは最初に聞きました。そこだけは確認して、その次に、この手法というような部分を新人議員にその思いを伝える術を教えたということで確認したい。

藤本市長

大庭委員の言われたとおりで、最初に私が言ったとおり反対をしてくれと頼んだ覚えもありません。だけど、反対をしなければならぬという状況が分かりましたので、そのときにはこう言うんだということは伝えたいということです。

大石委員

先ほどの市長の説明の中では、一般質問と議案質疑が分かれていて、議

案にあがったものは一般質問できないというふうな説明を斉藤議員にされたそうだが、議決を先にするから、今は一般質問できるが、それは間違ったことなんですが、藤本市長は間違ったことを新人議員に教えているという認識はあるのか。

藤本市長

言われてみればそうでした。それはそれで、論点とは関係ないと思います。

大石委員

藤本市長はルールが変わっていることも分からないで指導していると私はそう思いました。ルールが変わっているのも分かっていないのに、昔の議会はこうでしたよって教えている、御指導したんだと思いました。もう一つは、いろいろ経緯があったにせよ、本会議場で市長がこういった反対なので討論した上で採決をしてくださいというようなメモを渡すこと、さすがにいろいろアドバイスをされることは構わないと思いますし、いろいろ議員と普段から話をされることは当然であると思いますし、反対なので、討論した上で採決をしてくださいっていうのを二元代表制の中でさすがに市長がメモを渡すのは議会に対してどのように思っているのか。

藤本市長

ルールが分からないときは、ルールを伝えてあげるのが政治家だと思います。もちろん、本会議場では可決してくださいということをお願いしていますので、その前提で提案しています。

大石委員

だから、反対なので討論した上で採決をしてくださいってメモを本会議場の中で渡しているんです。さすがにこれはやりすぎじゃないですかっていうふうに私は思っているが市長はどう思っているのか。

藤本市長

本会議場の中で、または、会派の部屋の中でそれは結果論としてそうなってしまったんだけど、それはそちらにご判断いただきます。職員が本会議場に入ることは何も禁止されていません。ただ、議会事務局の職員にこちらの職員が行ったときには、議員が本会議場の中に入っていたので直接渡すしかないということで行ったそうです。内容的にどうなのかということの問題にされていますが、それについてはそれぞれの議員が判断いただければと思っています。私は、どんな相手が立場であろうとも、いつでも本会議場は議会の議員として、執行部、議会、二元代表制として全員対全員できちんと話し合い、市政に対する質問に対してきちんと答弁をしてきておりますし、それが大切なものだと思っています。あとは判断いただければと思います。

中委員

お忙しいところ本当にありがとうございます。藤本市長が2期のときに私が1期で入ってきて、しっかりと議員対議員として御指導いただいております。そのときに市長からの指導はそんなに多くはなかったかなと思っています。今回のことについて、市長は政治家としてこういうやり方があるんだよということを伝えたい、その気持ちはすごく分かります。さっき大石委員が言っていたように、提案者だ、議案を提出している立場だ、それが市長なんですよ。そのところの踏まえ方をどう考えても私はそのところが納得できなかった部分がありました。議員が斉藤議員にレクチャーするのであれば、それはいくらでもできた。でも採決の前だったんですよ。採決の前まで行ったにもかかわらず、市長から手紙、メモが届いてい

る。これを市長としては政治家として、政治家としての市長、市長の立場として、本当にこれをやってよかったのか。今でも思えますか。その1点だけお聞かせいただければと思います。

藤本市長

あれが、会派の部屋に持っていければそれでよかったのかもしれない。私の手から離れておりますので、仕方がなかったと思っています。中委員の言われるとおり、提出者なんだから反対してくれという意味じゃなくてもそういうものを出すということについては、それは非難されてもしかるべきかもしれません。自分としてはきちんと特に議会で一番難しいところで発言をしなければいけない場合には伝えてあげたかったかなと思っています。

末吉委員

ありがとうございました。先ほども大石委員から一般質問と議案質疑は気にしないでよい。採決を先にしたということで変わっているという話がありました。それと同時に、一般質問の通告が前から締切がありましたが、議案質問の通告についても、討論の、特に一人会派の討論通告の締切については時限を切っております。今回、斉藤議員が質疑も討論もできなかったのはその時間を過ぎたからであって、議会がそのことを阻止したわけでも、妨害したわけでもありません。そのことを申し立てられたときにも、もうその時点である意味時間を過ぎていて、変えることができなかったということに起因しています。結果的にそのアドバイスによって議会運営が混乱した、結果的にこうして混乱しています。このことについて市長はどう思われるか。

藤本市長 議会は混乱はしませんでした。あのときは、島田議長が指名をしていうべきこと、発言はされて、そして、そのまま進んでいきましたので、議会は混乱していないと思います。

粕谷委員長 ほかに委員から質問等がなければ藤本市長には退席いただいて結構です。ありがとうございました。

※ 藤本市長退室

粕谷委員長 斉藤議員及び藤本市長に出席をいただき、事実確認を行いました。それを受けて、今後の対応について委員からご意見等ありますか。

大石委員 先ほど、藤本市長がおっしゃっていましたが、議員が御判断くださいということでしたので、今のお二人の発言を受け止めて、ことの経緯が整理できましたので、対応については会派に持ち帰って相談をしたい。休憩をしていただきたい。

粕谷委員長 休憩との要求がありましたので、休憩します。

休 憩（午後6時43分）

再 開（午後8時30分）

粕谷委員長 今後の対応について持ち帰りとしていましたので、各会派から御意見をお願いします。

大石委員 至誠自民クラブとしましては、藤本市長に反省を求める決議を提案することを求めます。

入沢委員 先ほども斉藤議員から市長にアドバイスを求めて、市長がメモを渡した

ということだが、市長も議場の中に入ってまでっていうことはどうも想定していなかったみたいで結果的に秘書室の職員が議会事務局の職員の許可もあったんだろうけれども、それで入ってしまったということなんで、そこまでのことは必要はない。あくまでも市長の新人議員に対する親切心と言ったらなんですけれどね。まあ、以後気を付けてくれと嚴重注意という形で十分だと思っている。

川辺委員

今回の件は、複雑な要因が絡んでいるので、なかなかまとまるのか分からない部分もあるので、今回の件が議案の内容についてもめているのであればいろいろと考えなければならぬと思うが、まず、再開して追加議案の審議を行い、このことについては後日としてはどうか。

粕谷委員長

委員から、反省の決議、嚴重注意、あるいは議案を優先して再開してはどうかという意見がありました。

中委員

嚴重注意というものよく分かるが、今回、二元代表制の根幹と私、何度も申しあげたとおりで、その根幹にかかわって市長としてのバランス感覚はすごく大事だなと思いますので、議員同士の話ではなく、市長と議員との話であったこと。これを重く感じなければいけない。そのためには反省の決議というものがあってもいいと思います。

矢作委員

こういった文書を手渡したというところで、二元代表制というところを考えれば、市長には反省を求めたいということが会派の中では一致した。

粕谷委員長

各会派からご意見がありました。議会運営委員会としては全会一致となります。意見が一致しないということであれば、この議会運営委員会にお

いては、これ以上は協議は行わず、引き続き協議する形となりますがよろしいですか。

大庭委員

今話したので、この場で話し合っただけで今後も話し合うということか。

粕谷委員長

議案を優先しなければならないということもあるので、この議会運営委員会においてはここまでということとなります。

この後、本会議を再開し、議事日程のとおり会議を進めていくことでよろしいですか。（委員了承）

矢作委員

今定例会の議会運営委員会はこれで終わりということによいか。

粕谷委員長

今後の議事の進行によるものです。

散 会（午後8時36分）

令和5年6月23日（金）③

開 会（午後11時20分）

島田議長

先ほど末吉議員外5名から議員提出議案が提出されましたので、この後の日程についてご協議をお願いします。

【議 事】

(1) 末吉議員外5名から提出された議員提出議案について（※議員提出議案第5号）

粕谷委員長

先ほど提出された議員提出議案について、末吉委員から趣旨説明をお願いします。

末吉委員

趣旨については、先ほど本会議場で述べたとおりです。

粕谷委員長

議員提出議案第5号については、本来、委員会付託とするところですが、付託を省略し、審議することよろしいですか。（委員了承）

本会議再開後、直ちに議員提出議案を議題とし、提案理由説明の後、議案調査のため本会議を休憩し、その後、質疑順位決定のため議会運営委員会を開催することよろしいですか。（委員了承）

(2) 今後の会議の運営等について

粕谷委員長

今後の日程について、会期の延長、延会について協議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

大島議会事務

この後の午前0時を超えると自然閉会となってしまうため、それを避けるため、会期を本日から6月24日まで、1日間延長し、残りの議事を明日に延会するものです。この後、本会議を再開し、議員提出議案第5号の

日程追加、提案理由の説明の後、会期の延長と延会を諮っていただき、本日の会議を散会する予定です。

粕谷委員長 会期延長し、延会とした場合の明日の開議時刻はわかりますか。

大島議会事務局主幹 これから本会議を再開していただく予定となりますが、再開時刻が午後11時40分であれば、翌日の午前1時5分ごろを翌日の本会議の開議時刻としていただければ、その間にヒアリング等を行った後、質疑順位の決定のための議会運営委員会の開催が可能であると見込んでいます。

粕谷委員長 事務局からの説明では、本会議の再開時刻を午後11時40分とした場合は、明日の午前1時5分に明日の本会議の開議時刻となりますがよろしいですか。（委員了承）

散 会（午後11時23分）

令和5年6月24日（土）①

開 会（午前12時30分）

島田議長

議員提出議案第5号に対する質疑順位の決定をお願いします。

【議 事】

(1) 議案質疑通告者の報告

※ 別紙のとおり3名から通告があった。

(2) 質疑順位の決定（抽選）

※ 別紙のとおり決定した

粕谷委員長

なお、議案質疑の答弁者は議案の提出者となりますので、ご留意ください。

入沢委員

質疑の答弁者は提出者ということだが、賛成者はできないのか。

粕谷委員長

私からは原則について発言をしました。事務局からこのことについて説明をお願いします。

瀧澤議会事務局

議員提出議案に係る議案質疑の答弁者については、提出者がいる場合には答弁は提出者が行うものと解されていますが、従来は、賛成者も答弁を行っております。直近では令和3年9月定例会に同様な協議がありました。その際には、従来と同様に賛成者に答弁を求めています。また、今後、このような状況となった場合には改めて協議を行うことが確認されています。

粕谷委員長

今後協議することが確認されているということですので、これについてご意見等ありますか。

入沢委員

決まっていないのであれば、するかしないかは別として、提出者と賛成者に対して質疑してよいと解釈していただきたい。

粕谷委員長

従来は、賛成者も答弁をしていたということでした。また、入沢委員からも発言がありました。ほかに委員からの御意見がなければ、従来どおりとしたいと思いますが、よろしいですか。（委員了承）

散 会（午前12時34分）

令和5年6月24日(土)②

開 会 (午前2時0分)

島田議長

議員提出議案第5号に対する討論と採決方法について協議をお願いします。

【議 事】

(1) 討論通告者の報告

※ 入沢議員が反対の立場から、大石議員が賛成の立場から討論を行うとの通告があった。

(2) 討論順位の決定

※ 入沢議員、大石議員の順に決定した。

(3) 採決方法の確認

粕谷委員長

採決方法は、起立採決としてよろしいですか。(委員了承)

散 会 (午前2時3分)